

## パートナーシップ宣誓をしていなくても利用できる行政サービス（一部）例

● 宣誓していなくても要件を満たしていれば利用できるサービス例です。

他の自治体で提示されているサービスの一部について、本市での取扱を記載しています。

宣誓したことを証明する書類の提示や提出は不要です。

令和7年4月1日時点

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証等の提示	問い合わせ先
税金	身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免	・障がい者本人またはその生計同一のパートナーが所有する軽自動車などで一定の要件に該当する場合には、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。	不要	総務部課税課 TEL:0829-30-9114
	課税証明書等の交付申請	・課税証明書等の交付について、本人の代わりにパートナーが申請できます。 ※パートナーが同一世帯の場合に限ります。	不要	総務部課税課 TEL:0829-30-9113
	納税証明書等の交付申請	・納税証明書等の交付について、本人の代わりにパートナーが申請できます。 ※パートナーが同一世帯の場合に限ります。	不要	総務部税制収納課 TEL:0829-30-9110
高齢者	高齢者運転免許自主返納支援制度の申請	・運転免許証を自主返納された70歳以上の市民の方に対する支援制度であり、本人の代わりにパートナーが申請できます。	不要	生活環境部 人権・市民生活課 TEL:0829-30-9147
救急	救急車への同乗	・傷病者の身元引き受け等が可能な方に同乗をお願いしています。	不要	消防本部警防課 TEL:0829-30-9233
火葬	火葬場の使用許可申請	・パートナーの死体の火葬について、火葬場の使用許可を申請できます。	不要	生活環境部 人権・市民生活課 TEL:0829-30-9147
災害	り災証明書の交付申請	・災害により被害を受けたことを証明するり災証明書について、本人の代わりにパートナーが申請できます。 ※続柄にはパートナーと記載します。	不要	総務部危機管理課 TEL:0829-30-9102

注 制度ごとに所定の要件があります。